



稲敷市

議会だより



稲敷市は今年、市制施行20周年です

第80号

発行日／令和7年5月1日

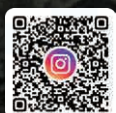
枯れない想い、
咲き続けるまちへ。

人や地域とのつながりを大切にしながら、
日々の暮らしに寄り添う、ドライフラワーの
専門ショップを準備しています。
花のある風景と、そこから生まれる
あたたかな関係を、ここから少しずつ
育てていきます。
ドライフラワーのように、色褪せずに
咲き続ける想いをこのまちに。

地域おこし協力隊

そう ま の り み ち

相馬教道



前職では群馬県中之条町の地域おこし協力隊として、地元の花を使ったKUNI FLOWERSというドライフラワーブランドの立ち上げに携わり、主にデザイナーとしてアレンジメントとブランディングを担当。稲敷市ではブランドの展開を見据えたドライフラワー専門ショップを今夏のオープンに向けて準備中。

Folia Antiqua

ドライフラワー
のある暮らしを

CONTENTS

令和7年第1回定例会の報告・・・	P 4
市政を問う一般質問（9人）・・・	P 6
委員会の審査経過と結果・・・	P 17
特定所管事務調査報告・・・	P 20

令和7年第1回 稲敷市議会定例会

令和7年第1回稲敷市議会定例会が2月18日(火)から3月21日(金)までの32日間にわたり開かれました。
本定例会には、議案等が40件(専決処分の承認2件、条例の改正11件、令和6年度各会計補正予算9件、令和7年度各会計当初予算12件、令和7年度一般会計補正予算1件、市道路線の認定・変更2件、稲敷市まちづくり計画の変更1件、人事1件、広域連合議会議員選挙1件)が審議され、全議案とも全会一致により原案承認・可決・同意・当選されました。

議会の審議経過及び議決の結果については次のとおりです。

【開催日】

2月18日(火)

2月21日(金)

3月 3日(月)

3月 4日(火)

3月 5日(水)

3月 6日(木)

3月 7日(金)

3月10日(月)

3月12日(水)

3月17日(月)

3月21日(金)

【審議内容】

- ・開会
- ・議案等 38 件が上程され、市長より提案理由説明を受ける。
- ・諮問第 1 号（人権擁護委員候補者の推薦）の採決を行う。
- ・「予算審査特別委員会」が設置される。
(19 日 議案調査のため休会)
(20 日 議案調査のため休会)
- ・議員 6 名による市政一般に関する通告質問を行う。
(25 日 議案調査のため休会)
(26 日 議案調査のため休会)
(27 日 議案調査のため休会)
(28 日 議案調査のため休会)
- ・議員 3 名による市政一般に関する通告質問を行う。
- ・各常任委員会及び予算審査特別委員会へ議案 37 件を付託する。
- ・選挙第 1 号（茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙）の選挙を行う。
- ・総務教育常任委員会及び予算審査分科会審査
- ・総務教育常任委員会及び予算審査分科会審査
- ・市民福祉常任委員会及び予算審査分科会審査
- ・市民福祉常任委員会及び予算審査分科会審査
- ・産業建設常任委員会及び予算審査分科会審査
(11 日 常任委員会及び予算審査分科会予備日のため休会)
- ・産業建設常任委員会及び予算審査分科会審査
(13 日 常任委員会及び予算審査分科会予備日のため休会)
(14 日 議事整理のため休会)
- ・予算審査特別委員会（全体審査）
(18 日 予算審査特別委員会予備日のため休会)
(19 日 議事整理のため休会)
- ・各常任委員長及び予算審査特別委員長から付託議案について
審査報告を受け、議案 37 件の討論、採決を行う。
- ・追加議案 1 件が上程され、市長の提案理由説明を受け、
質疑、討論、採決を行う。
- ・閉会

令和7年度
当初予算

383億424万1千円 可決

教育及び子育て支援の強化、市制20周年記念事業など

議案等番号	件名	内容	付託委員会	審議結果 (賛成：反対)
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度稲敷市一般会計補正予算（第6号））	既定の予算額に1億3,712万円（重点支援地方創生臨時交付金給付事業）を増額するもの	総務教育 市民福祉	原案承認 (17：0)
議案第2号	専決処分の承認を求めることについて（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	脇川地内で発生した消防自動車の接触事故について和解及び損害賠償を31万1,440円と定めるもの	総務教育	原案承認 (17：0)
議案第3号	稲敷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び稲敷市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	「育児・介護休業法」の改正に伴い、仕事と育児・介護を両立できるよう勤務環境を整備するもの	総務教育	原案可決 (17：0)
議案第4号	稲敷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	監査委員のうち識見を有する者の報酬を月額4万円から5万円に改めるもの	総務教育	原案可決 (17：0)
議案第5号	稲敷市職員の給与に関する条例等の一部改正について	人事院勧告に基づき、市職員の給与条例等4条例を改正するもの	総務教育	原案可決 (17：0)
議案第6号	稲敷市国民健康保険税条例の一部改正について	国民健康保険税の税率を改正するもの	市民福祉	原案可決 (17：0)
議案第7号	稲敷市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び稲敷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	「介護保険法施行規則」等の改正に伴い、地域包括支援センターの職員配置基準の見直しを行うもの	市民福祉	原案可決 (17：0)
議案第8号	稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正について	「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」の改正に伴い、所要の改正を行うもの	市民福祉	原案可決 (17：0)
議案第9号	稲敷市道路占用料徴収条例の一部改正について	「道路法施行令」の一部改正に伴い、道路占用料の改定を行うもの	産業建設	原案可決 (17：0)
議案第10号	稲敷市水道法施行条例の一部改正について	「水道法」の改正に伴い、布設工事監督者、水道技術管理者の資格要件を緩和するもの	産業建設	原案可決 (17：0)
議案第11号	稲敷市下水道条例の一部改正について	「下水道法施行令」の改正に伴い、排水の基準を改めるもの	産業建設	原案可決 (17：0)
議案第12号	稲敷市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令」の改正に伴い、退職報償金の勤務年数区分に35年以上の区分を追加するもの	総務教育	原案可決 (17：0)
議案第13号	稲敷市工業用水道事業の廃止に伴う関係条例の整備について	稲敷市工業用水道事業の廃止により、事業清算のための特別会計を整備し、併せて関係条例の用語の改正を行うもの	産業建設	原案可決 (17：0)

議案等番号	件 名	内 容	付託委員会	審議結果 (賛成：反対)
議案第14号	令和6年度稲敷市一般会計補正予算 (第7号)	既定の予算額から6億1,380万4千円を減額するもの	総務教育 市民福祉 産業建設	原案可決 (17：0)
議案第15号	令和6年度稲敷市国民健康保険特別 会計補正予算(第3号)	既定の予算額に14万7千円を増額する もの	市民福祉	原案可決 (17：0)
議案第16号	令和6年度稲敷市介護保険特別会計 補正予算(第3号)	既定の予算額から6,113万4千円を減 額するもの	市民福祉	原案可決 (17：0)
議案第17号	令和6年度稲敷市浮島財産区特別会 計補正予算(第1号)	既定の予算額から12万7千円を減額す るもの	総務教育	原案可決 (17：0)
議案第18号	令和6年度稲敷市古渡財産区特別会 計補正予算(第1号)	既定の予算額から156万2千円を減額 するもの	総務教育	原案可決 (17：0)
議案第19号	令和6年度稲敷市後期高齢者医療特 別会計補正予算(第2号)	既定の予算額に2,251万5千円を増額 するもの	市民福祉	原案可決 (17：0)
議案第20号	令和6年度稲敷市介護サービス事業 特別会計補正予算(第3号)	既定の予算額から614万8千円を減額 するもの	市民福祉	原案可決 (17：0)
議案第21号	令和6年度稲敷市水道事業会計補正 予算(第1号)	収益的収入の予定額から834万円、収 益的支出の予定額から836万円、資本 的収入の予定額から5,012万3千円を それぞれ減額するもの	産業建設	原案可決 (17：0)
議案第22号	令和6年度稲敷市下水道事業会計補 正予算(第1号)	収益的支出の予定額に1,824万2千円 を増額し、資本的収入及び支出の予定 額からそれぞれ3,900万円を減額する もの	産業建設	原案可決 (17：0)
議案第23号	令和7年度稲敷市一般会計予算	予算総額を226億2,900万円とするも の	総務教育 市民福祉 産業建設	原案可決 (17：0)
議案第24号	令和7年度稲敷市国民健康保険特別 会計予算	予算総額を49億6,584万5千円とす るもの	市民福祉	原案可決 (17：0)
議案第25号	令和7年度稲敷市、稲敷郡町村及び 一部事務組合公平委員会特別会計予 算	予算総額を15万2千円とするもの	総務教育	原案可決 (17：0)
議案第26号	令和7年度稲敷市介護保険特別会計 予算	予算総額を41億6,954万4千円とす るもの	市民福祉	原案可決 (17：0)
議案第27号	令和7年度稲敷市浮島財産区特別会 計予算	予算総額を226万4千円とするもの	総務教育	原案可決 (17：0)
議案第28号	令和7年度稲敷市古渡財産区特別会 計予算	予算総額を585万9千円とするもの	総務教育	原案可決 (17：0)
議案第29号	令和7年度稲敷市基幹水利施設管理 事業特別会計予算	予算総額を2億8,906万1千円とする もの	産業建設	原案可決 (17：0)

議案等番号	件 名	内 容	付託委員会	審議結果 (賛成：反対)
議案第30号	令和7年度稲敷市後期高齢者医療特別会計予算	予算総額を12億4,093万3千円とするもの	市民福祉	原案可決 (17：0)
議案第31号	令和7年度稲敷市介護サービス事業特別会計予算	予算総額を1,512万6千円とするもの	市民福祉	原案可決 (17：0)
議案第32号	令和7年度稲敷市工業用水道事業清算特別会計予算	予算総額を8,997万7千円とするもの	産業建設	原案可決 (17：0)
議案第33号	令和7年度稲敷市水道事業会計予算	収益的収入の予定額を11億1,233万7千円、収益的支出の予定額を10億5,221万2千円、資本的収入の予定額を4,416万2千円、資本的支出の予定額を5億5,489万7千円とするもの	産業建設	原案可決 (17：0)
議案第34号	令和7年度稲敷市下水道事業会計予算	収益的収入の予定額を21億2,272万4千円、収益的支出の予定額を18億4,676万8千円、資本的収入の予定額を6億1,852万8千円、資本的支出の予定額を14億4,260万3千円とするもの	産業建設	原案可決 (17：0)
議案第35号	市道路線の認定について	市道（東）1712号線を新たに認定するもの	産業建設	原案可決 (17：0)
議案第36号	市道路線の変更について	市道（東）918号線の終点を変更するもの	産業建設	原案可決 (17：0)
議案第37号	稲敷市まちづくり計画の変更について	「市町村の合併の特例に関する法律」の規定に基づき、計画の内容を変更するもの	総務教育	原案可決 (17：0)
議案第38号	令和7年度稲敷市一般会計補正予算（第1号）	既定の予算額に1億3,371万円を増額するもの	—	原案可決 (17：0)
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	野村 勉（再任）	—	原案同意 (17：0)

※ 議長（松戸千秋）は採決に加わりません。ただし、可否同数の場合は議長により決することになります。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙を執行

任期満了に伴い、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、次の議員が当選されました。

○茨城県後期高齢者医療広域連合
議会議員 松戸 千秋

第1回定例会には、9名の議員が市政全般にわたり一般質問を行いました。質問と答弁について、要旨を紹介します。

写真下部の二次元コードをスマートフォンのカメラや専用アプリで読み取ると、一般質問の録画映像をご視聴いただけます。



中 沢 仁
議 員



本市におけるライドシェアについて

寛市長 公共交通の見直しを進め、地域に合った新たな移動手段を検討

中沢 一般のドライバーが自家用車を使って有料で人を運ぶライドシェアは、高齢者の免許返納やバス路線の廃止が進む中、代替移動手段として注目されています。公共交通の見直し方針を踏まえ、本市における自家用有償旅客運送を含めたライドシェア導入の可能性について伺います。

地域振興部長 本市では既に、交通空白地に対応する自家用有償旅客運送「あずまコミュニティバス」を運行しており、今後もニーズに応じて見直しを行っていきます。ライドシェアには、安全性や責任の所在、タクシー・バス業界への影響といった課題があるため、地域の交通需要を丁寧に把握しながら、慎重に検討していく必要があります。

副市長 市内事業者との連携を深め、ライドシェアなど多様な移動手段の可能性を視野に入れながら、実情に合った公共交通を構築していきます。

市長 人口減少や高齢化が進む中、地域に合った交通サービスの確保に向けて、市民や事業者と協働し、柔軟に取り組んでいきます。

本市におけるふるさと納税について

地域振興部長

制度改正に対応、現地決済導入や返礼品拡充で寄附促進

中沢 本市のふるさと納税は、昨年度に5億円を超え、今年度も順調に推移しています。財源確保や地元産品の振興に寄与する重要な制度であり、今後のさらなる展開に期待しています。一方、国は過度な競争の是正を目的に、経費の上限や返礼品の地場産品要件など制度の厳格化を進めています。こうした変更点への対応状況、従来の返礼品への影響、新たな取り組み、寄附額増加に向けた方針について伺います。

地域振興部長

令和6年の改正では、返礼品を強調する広告の禁止、食品表示法の遵守、寄附者へのポイント付与の禁止などが盛り込まれました。また、返礼品は区域内で価値の過半を生むものに限定され、関連性の薄い宿泊券等は対象外とされます。本市では基準を遵守しており、既存返礼品への大きな影響はありません。市内ゴルフ場2か所で現地決済型ふるさと納税を導入し、半年で192件、656万円の寄附がありました。今後も導入拡大や返礼品の多様化を進めていきます。

市長

令和7年度に設置する特定事業推進課を中心に、プロモーションの強化やクラウドファンディング型の導入なども検討し、寄附額のさらなる増加を図っていきます。





寺崎久美子

議員



算数・数学・TOIEC・漢字検定料の補助について

寛市長

様々な検定に対し、トータルで支援できる環境を整えたい

寺崎

児童・生徒が検定に挑戦することで、学習する習慣・集中力・忍耐力が身に付き、合格証をもらうことで、達成感・自己肯定感が育まれます。現在、本市では英語検定料の補助を行っています。また、令和7年度より外国語指導助手（ALT）を5名増員し、英語に関わる支援体制の強化を図っていますが、本市の児童・生徒の学力診断テストの結果について伺います。

教育部長

県の学力診断テストは、小学校4年生から中学校2年生を対象に実施しており、全ての教科で県の平均を下回っています。小学校では算数と社会、中学校では数学、社会、英語において県平均との差が大きい状況です。

寺崎

全体的に県の平均を下回っている状況において、英語教育のみならず、ほかの教科に対する学びの充実を進める必要があると考えます。例えば、日本語力・語彙力が身に付く漢字検定、国際的に認知された検定のTOIEC・算数・数学検定への受験支援など、児童生徒が主体的に学習に取り組み、自己肯定感を得られるような検定の有意義性について市長の見解を伺います。

市長

TOIECなどの国際的な試験、検定が主流になりつつありますので、英検のみならず、様々な検定にトータルで支援できるような環境になればと考えています。



ごみ減量・リサイクル啓発について

地域振興部長

市内全体での取組みを洗い出し、ごみ問題の広報活動も検討

寺崎

本市は2023年にゼロカーボンシティを宣言しましたが、市民と連携して進めていくには市の考え方、目的など分かりやすい言葉での説明が必要だと考えます。そこで市長の見解を伺います。

市長

ゼロカーボンシティの実現につながるものとして、例えばエネルギーの節約、転換、節電、節水、省エネ家電の購入などが当たります。また、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を通して、限りある資源の活用を図っていききたいと考えています。

寺崎

活発な資源リサイクルの啓発活動の推進が重要だと考えます。多角的に、どうしたらリサイクルが進み、地球温暖化防止になるのかの情報提供が重要であり、総合計画の遂行にもつながると考えますが、見解を伺います。

市民生活部長

現在、様々な取組みを各部署で行っていますが、市内全体のごみ問題の協議会、プロジェクトは実施していません。今後は、全体での取組みを洗い出し、広報活動も検討したいと考えています。



学校再編のスケジュールについて

寛市長 桜川小学校の閉校は人口減を踏まえた現実的選択肢
関係者の声を丁寧に聞き進める



篠田 純一
議員



篠田 令和3年に約19億円を投じて開校した桜川小学校が、令和14年度で閉校予定とする学校再編スケジュール案が示されました。この桜川小学校は平成22年に策定された稲敷市学校再編整備実施計画に基づいて整備されたものでありますが、人口減少などの社会情勢の変化を見直さずに進めてきた結果ではないかと考えます。わずか12年での閉校は、地域の信頼や期待を損ねるものと受け止めています。これまで多くの市民や関係者が関わり、地域とともに築いてきた学校であるからこそ、今回の計画の進め方については、より丁寧な説明と配慮が必要ではないかと考えます。再編スケジュールの策定や説明責任について、市の見解を伺います。

教育部長 当時、旧桜川地区小学校3校は耐震性に課題があり、安全確保の観点から新設統合は必要な判断でした。しかしながら、社会情勢の変化を踏まえた計画の見直しが必要であったと考えています。今後は5年ごとに見直し、保護者や地域の声にしっかり耳を傾けながら進めていきます。

篠田 適正配置検討委員会では、教育委員会からスケジュール案が示され、認められたと解釈され、その後の答申案を協議し、会議は終了していますが、古渡財産区をはじめとした関係者への説明がなされていない中で計画を進めることに問題はないのでしょうか。



教育部長 今回のスケジュール案は、あくまでも検討のための参考資料であり、確定したものではありません。計画の策定においては、令和7年度を予定しており、地域の皆様のご意見を丁寧に伺い、必要に応じて説明会なども開催しながら、理解を得て進めていきます。

教育長 桜川小の設立には多くの方々の思いと協力がありました。その思いを大切に、今後も信頼を重んじて、丁寧な説明と話し合いを重ねていきます。学校は地域とともに歩む場であり、教育の継続性と安定性を確保するためにも、地域の声を反映した計画づくりを進めたいと考えています。

市長 桜川小学校の建設にあたっては、多くの皆様のご協力をいただいたことに感謝申し上げます。少子化が進行する中で、将来にわたり持続可能な教育環境をどう築くかは重要な課題です。学校は地域の象徴でもあります。限られた財源の中で質の高い教育を続けていくためには、一定の再編も必要です。今後は保護者や地域の声を丁寧に伺い、理解と納得のもと責任ある判断を行ってまいります。



染谷久仁桂

議員



市制施行 20 周年を迎えた 本市の施策について

筧市長

地域の活力を維持し、
持続可能なまちづくりを推進する

染谷

新利根小学校と新利根中学校の江戸崎小中学校への統合案について、これまでの検討経緯と市の考えを伺います。

教育部長

本市の児童生徒数は減少しており、現在 271 人いる中学 3 年生は、15 年後には約 85 人になると予測されます。この状況を踏まえ、学校再編を検討し、市域を東西に分け、それぞれに小中学校を 1 校ずつ設置する方針を示しました。新利根地区は小中学校が隣接しており、よい教育環境ですが、令和 32 年には 1 学年 12 ～ 13 人となる見込みです。江戸崎中学校には教室数が多いあるため、小学校を併設することが最良であると考えています。

染谷

本市におけるいじめ防止の取組みと、不登校児童の受け入れる体制、居場所についての現状を伺います。

教育部長

いじめ防止対策として、道徳授業や学級活動での指導、アンケート調査や SNS 上での相談窓口の設置を行っています。また、不登校児童の居場所については、適応指導教室「おおぞら」の運営や、アウトリーチ型支援、校内フリースクールを設置準備を進めています。

染谷

角崎地区の地区計画策定後の進捗と今後の開発方針を伺います。

地域振興部長

地区計画により開発許可が緩和されましたが、現時点で目立った開発申請はありません。制度の周知を図り、民間企業と地権者との円滑な協議ができるよう支援をしていきます。

染谷

成田国際空港はプラスナリタラボ株式会社を設立し、地域と共に発展するビジネスを推進しています。近隣市町村では空港での特産品販売が伸びており、本市も商品開発や観光にどう取り組むのか伺います。

地域振興部長

プラスナリタラボ株式会社で販売することができれば売り上げが期待できるので、特産品の 6 次産業化を推進していきます。大量生産等の課題もあるため、事業者と意見を出しながら様々な支援をしていきたいと考えています。

染谷

英語力向上に向けた来年度の取組みについて伺います。

教育部長

A L T を 5 名増員し、各学校に 1 人以上配置する予定です。中学校ではオンライン英会話を導入、英検受験者の増加を促進します。

染谷

市制 20 周年を迎え、市長の今後のまちづくりへの考えを伺います。

市長

令和 8 年度を目指して圏央道 4 車線化や国道 125 号バイパス整備などの道路整備や成田国際空港の機能強化など、経済波及効果が期待されます。その効果を楽しむよう、国・県に対し、積極的に働きかけを行っていきます。また、子育て・教育環境の充実により一層力を入れていきたいと考えています。



再生可能エネルギー普及に伴う現状と対応について



高山 久
議員



市民生活部長 太陽光パネル廃棄問題を適切に管理し、持続可能なエネルギーシステムへ

高山 市内には 1,000 件以上の太陽光パネルが設置されているが、所有者不明時の責任問題、廃棄トラブル、パネル破損による土壌汚染、雑草管理不足による火災など、市民への影響を踏まえ、市としてのリスク対策について伺います。

市民生活部長 太陽光発電施設のリスクは多岐にわたると認識しており、市としても問題点を把握し協議してきましたが、民間施設であるため、国や県レベルでの対応が求められる状況です。事業者に対して維持管理の徹底を促すとともに、部内でリスクの洗い出しを行い、対応策を検討していきます。

高山 2040 年には大量の太陽光パネルの廃棄が予想され、不法投棄や有害物質の問題が懸念されており、撤去・処分の仕組みが不明瞭な中、市はどのように処理方法を整備し、市民へ周知していくのかを伺います。

市民生活部長 寿命の終わった太陽光パネルの処理とリサイクルは重要な課題であり、今後の増加に適切な処理体制とリサイクルシステムが必要と考えています。市としても他自治体の事例を参考に、指導の仕組みを検討し研究していきます。



自治体新電力会社「いなしきエナジー」の現状と今後の取組みについて

寛市長 会社の成長を見据え、将来ビジョンを策定していきたい

高山 自治体新電力は価格競争が激しく、経営の安定化が課題です。新規顧客の獲得や地域住民の理解が不可欠だが、巨大電力会社との競争は厳しいため、専門知識等を把握しているコンサル会社社の支援を受けることで経営の安定と地域還元が可能ではないかと考えますが市の所見を伺います。

市民生活部長 自治体新電力は脱炭素化や防災強化を目的とし、今期は黒字化の見込みです。経営の安定を図りながら、地域への還元策の検討及び事業目的の実現を目指していきたいと考えています。

高山 いなしきエナジーと本市は別法人であり、電気を高く売りたいいなしきエナジーの代表と、安く購入したい公共施設管理者の市長が同一人物なのは問題ではないかと考えます。経営体制の強化や、市への利益還元の具体策を伺います。

市長 代表取締役と市長の兼任は、スピード感をもって施策実施を行うためで、事業が軌道に乗れば第三者へ交代する予定です。法的問題もなく、顧問弁護士の確認も得ています。また、いなしきエナジーは市の施策に基づき設立しましたが、民間企業として自立経営を行っています。その中で経営基盤を固め、地域エネルギーサービスとして官民連携の下、地産地消による資源と経済の地域内循環を考慮し、持続的な発展と活性化を図っていきます。



山本 彰治
議員



太陽光発電施設設置に関する 条例等の制定について

寛市長

様々な影響を調査した上で
策定していきたい

山本

太陽光発電施設を設置する場合、出力が50kW以上の施設は、県の太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインにより、市や地域の理解を得ながら施設を適正に設置・管理するため、事業者が行う必要な事項が定められていますが、50kW未満の小規模太陽光発電施設については、どのように対応しているのか伺います。

市民生活部長

窓口などで太陽光発電施設設置の相談を受けたときは、50kW以上の発電施設の場合、施設の適正な設置と管理を促すため、県のガイドラインに基づき、設置工事に着手する前に事業概要書の提出を求め県に報告しています。本市では、10kW以上50kW未満の発電施設についても、県のガイドラインに準じて、事業実施前に事業概要書の提出をお願いしている状況です。



山本

県内25の市町村に自治体独自の条例が制定されているが、本市の条例の制定に向けての考えを伺う。

市長

太陽光発電施設に関する条例等については、市民や事業者、そして関係団体の安心・安全の確保や地域社会との調和を図りながら、適正な設置及び維持管理が行われるように、様々な影響を調査した上で策定していきたいと考えます。

本市の今後の税収減対策について

行政経営部長

財源確保に重点を置いた
特定事業推進課を設置

山本

令和7年度税制改正関連法案では、いわゆる103万円の壁が123万円に見直されることとなり、それによる本市の今後の税収減について、どの程度の予想、見込みを試算しているか伺います。

行政経営部長

本改正が本市税収に及ぼす影響は、おおむね数百万円から一千万円規模と見込まれます。影響は令和8年度予算から生じることから、本改正の影響をさらに精査するとともに、減収分に代わる新たな財源確保をすることなどで、本改正に着実に対応できる予算編成を行っていきたいと考えています。

山本

今後、人口減少などにより、将来にわたっての税収減ということも予想されます。市の財政を将来どのようにしていくのか考えを伺います。

行政経営部長

今後ますます人口減少、少子高齢化が進むことが見込まれ、特に生産年齢人口の減少は、本市の基幹的な収入の一つである市税収入の減少につながるだけでなく、地域の活力を低下させるおそれがあると懸念されます。このような状況を打開するため、民間企業のノウハウを活かした市政運営に取り組みむ目的で、令和7年度から外部人材である地域活性化起業人の派遣を受け、さらには機構改革の中で、新たに財源確保に重点を置いた特定事業推進課を設置し対応していきます。

マイナンバーカードの活用推進について

寛市長 地域に応じた利活用を検討・推進

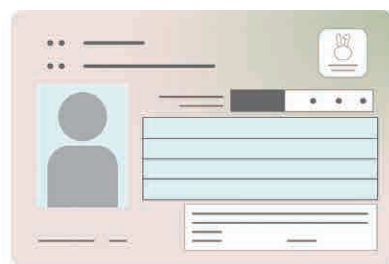
浅野 マイナンバーカードは、身分証明や保険証利用をはじめ、職員証やオンライン手続、選挙での不在者投票請求など、多様な活用が可能です。他自治体の事例を踏まえ、本市でも独自の利活用を進めてはどうか伺います。

浅野 信行
議員



行政経営部長

本市の交付率は88.9%と高く、カードを活用したオンライン申請やコンビニ交付などの利用は年々増加しています。独自の取組みとして、本庁舎に住民票等を発行する専用機器を設置し、手数料を低く設定することで利用促進を図っています。また、マイナンバーカードを活用した不在者投票のオンライン請求や、スマートフォンを使った確定申告の支援も行っています。今後は地域DXワーキングチームを中心に、さらなる活用策を検討していきます。



市長

マイナンバーカードは、オンライン市役所サービスの推進や行政サービスの利便性向上に欠かせないものです。今後は取得促進を進めるとともに、地域の実情に応じて、他自治体の事例も参考にしながら活用策を検討していきます。

带状疱疹ワクチンの定期接種化について

寛市長

対象拡充と助成継続で、予防体制を強化

浅野

令和7年4月から、带状疱疹ワクチンが定期接種の対象となり、65歳をはじめとした節目年齢の方が対象になると伺っています。本市では既に、50歳以上を対象に接種費用の一部を公費負担する制度を導入しており、市民の健康づくりを推進する有意義な取組みだと感じています。改めて、本市の現状と定期接種化に向けた対応について伺います。

保健福祉部長

本市では、50歳以上の方に対し、乾燥弱毒生水痘ワクチンは4千円、組換え带状疱疹ワクチンは1回1万円、最大2万円を公費負担しています。令和7年度からの定期接種では、65歳をはじめ、70歳以降5年ごとの節目年齢にあたる方や、一定の疾病がある60歳以上の方などを対象に、接種券を送付し、従来の助成制度と並行して実施します。また、医師が必要と認めた18歳以上の方への助成も新たに開始します。

市長

带状疱疹は重症化や後遺症のリスクもあることから、予防の取組みは重要です。全世代の带状疱疹の罹患リスクを低下させることを念頭に、医療機関と連携しながら、市民が安心して生活できる環境づくりを進めていきます。





鈴木 正志
議員



本市の水道水等におけるP F A S (有機フッ素化合物) 対策について

寛市長

今後も水質基準にのっとり、
定期的な水質検査を実施

鈴木

最近、県内の近隣自治体において人体に有害とされるP F A Sが検出されたと新聞等で報じられています。私たちが毎日飲んでいる水道水や井戸水は大丈夫なのかと不安になりますが、本市の水源及び供給方法並びに市所有の井戸の数と場所について伺います。

土木管理部長

本市の水道水は霞ヶ浦を水源とする阿見浄水場の県水と市所有の井戸から汲み上げた井戸水です。県水、井戸水共に濁りや有機物を取り除き、消毒殺菌の上、2つを合わせた混合水として供給しています。市所有の井戸は4か所で、江戸崎地区に2か所、新利根地区に1か所、東地区に1か所で、井戸のない桜川地区は県水100%です。

鈴木

本市水道事業は昨年、環境省と国土交通省が合同で実施したP F A Sに関する調査対象であったのか、またその調査結果はどうであったのか伺います。

土木管理部長

県内全ての水道事業が調査の対象となっており、本市においても水質検査を実施しました。検査結果は国が定める暫定目標値(1ℓあたり50ナノグラム)未満の12ナノグラムであったため、飲料水として問題ないと考えます。

鈴木

水道事業者は水道水のP F A S濃度が暫定目標値を超えた場合、原因を特定し、改善策を講じることが求められています。現時点では法的な義務も罰則も設けられていません。現在、県水からはP F A Sは検出されていませんが、仮に本市の水道水が暫定基準値を超えた場合の対応について伺います。

土木管理部長

本市の水道水が、基準値を超えた場合、井戸からの取水を停止し、速やかに県に報告することになっています。また、県と連携し発生原因を特定するとともに水質検査を行い、水質の安全確保を図りたいと考えます。



鈴木

今後の本市の水道水、井戸水におけるP F A S対策について市長の見解を伺います。

市長

命の源である水の供給は、市民の健康を守ることでもあり、最も重要なことであると認識しており、今後万が一、暫定目標値を超えた場合の対応をあらかじめ十分検討しておく必要性を感じています。今後もP F A Sについては、水質基準にのっとり、定期的な水質検査を実施し、様々な情報収集に努めていきたいと考えています。

部活動の段階的な地域移行の状況は

教育部長

地域クラブ等の地域団体を受皿として移行する方針



椎野 隆

議員



椎野

休日の中学校における部活動の段階的な地域移行への現状と課題について伺います。

教育部長

本市部活動検討委員会では、国の方針と同様に、令和8年度から土日の部活動を地域クラブなどの団体へ段階的に移行する方針です。現在は、いくつかの地域団体に対してヒアリング等を行い、移行先としての可能性を探っています。令和7年度以降は、国の実証事業を活用しながら、それらの団体とともに具体的な運営方法を検討し、広く受け皿となる団体の募集を行いたいと考えています。課題としては、移行先となる地域団体の確保と、保護者の負担をできるだけ抑えた持続可能な運営体制の構築が挙げられます。団体の確保については、スポーツ少年団の指導者を中心に調整を進めているほか、教職員の兼職兼業も視野に入れつつ、広く協力団体を募っていきます。また、保護者の経済的負担を軽減するため、部活動指導員の報酬体系などを参考に、地域クラブの指導者への報酬支給についても検討を進めています。



公益通報制度について

行政経営部長

件数の公表と制度の周知を進める

椎野

本市の公益通報制度の実績について伺います。

行政経営部長

外部公益通報については、民間事業者に勤務する労働者等が、その事業者における法令違反行為等について、当該通報する法令違反等について処分または勧告等をする権限を有する行政機関に通報するもので、要綱制定以降、通報実績はありません。内部公益通報については、市の職員等が市政運営に係る法令違反行為等について通報するもので、通報実績は、令和4年度に1件受理しています。

椎野

労働者保護について、どのような対策を講じられたのか伺います。

行政経営部長

通報が受理された場合は、公益通報委員会を設置して通報事実の調査を行い、調査結果に基づき、当該公益通報事実の中止や、その他是正措置を迅速かつ適切に講じるとともに、通報した職員に不利益が生じないよう人事異動等の配慮も行っています。

椎野

一定の公表をしている自治体がありますが、本市では公表する考えはあるのか伺います。

行政経営部長

今まで該当件数が1件だったため、該当がない年度については公表を行っていませんでしたが、今後は、公益通報の件数や概要について、該当がなくても年度ごとの公表や公益通報制度の周知をしていきたいと考えています。

総務教育常任委員会



委員長 高山 久

第1回定例会において付託された10議案の審査経過と結果について報告します。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（和解及び損害賠償の額を定めることについて）は、脇川地内での建物火災の消火活動中に発生した、市所有の消防自動車の接触事故について、損害賠償額を31万1,440円に定めるものであるとの説明がありました。

議案第3号 稲敷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び稲敷市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、職員が仕事と育児・介護を両立できるように所要の改正を行うものであるとの説明がありました。

議案第4号 稲敷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、監査機能の充実強化に資するため、また県内市町村との均衡を図るために、監査委員の報酬の改正を行うものであるとの説明がありました。

議案第12号 稲敷市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正については、非常勤

消防団員の処遇改善を図るため、消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに35年以上の区分を追加するものであるとの説明がありました。

議案第14号 令和6年度稲敷市一般会計補正予算（第7号）については、既定の予算額から歳入歳出それぞれ6億1,380万4千円を減額し、予算の総額を231億3,823万5千円とするほか、継続費、繰越明許費及び地方債の補正を行うもので、歳出では、各事業の最終的な執行見込み額に基づく減額補正が中心となるが、地方創生応援基金費の1億90万円については、企業版ふるさと納税により寄附があったものであるとの説明がありました。

議案第37号 稲敷市まちづくり計画の変更については、旧市町村の合併の特例に関する法律の改正により、合併特例債の発行可能期間が5年間延長されたため、合併特例債を有効に活用できるよう、計画を変更するものであるとの説明がありました。

その他、**議案第1号**、**議案第17号**、**議案第18号**の各補正予算、及び**議案第5号**についてそれぞれ詳細な説明がありました。審査の結果、付託された10議案については、原案のとおり承認・可決すべきものと決定しました。

市民福祉常任委員会



委員長 椎野 隆

第1回定例会において付託された9議案の審査経過と結果について報告します。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度稲敷市一般会計補正予算（第6号））については、令和6年度の住民税非課税世帯に3万円を支給し、18歳以下の子供を扶養している場合は一人につき2万円を追加給付する事業であるとの説明がありました。

議案第6号 稲敷市国民健康保険条例の一部改正については、一人あたりの医療費が増加傾向であることから、令和7年度より国民健康保険の税率改正を行うものであるとの説明がありました。

議案第7号 稲敷市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び稲敷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、関係例規の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであるとの説明がありました。

議案第8号 稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正については、県条例の改正に伴い所要の改正を行うものであるとの説明がありました。

議案第14号 令和6年度稲敷市一般会計補正予算（第7号）のうち、当委員会所管部分については、詳細な説明を受け審査を行いました。主に

歳入面では、歳入確定額、歳入決算見込額に対して、また、歳出面では各事業の最終執行額を見込んだ補正であるとの説明がありました。

議案第15号 令和6年度稲敷市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、歳出の主なものとは特定健康診査等事業費45万5千円の減額、歳入の主なものとは国民健康保険税5,292万6千円の減額をするなどの説明がありました。

議案第16号 令和6年度稲敷市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、歳出の主なものは保険給付費5,350万円の減額、歳入の主なものは介護保険料2,355万6千円の増額をするなどの説明がありました。

議案第19号 令和6年度稲敷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳出の主なものは前年度繰入金金の精算に伴う一般会計への繰入金2,454万2千円の増額、歳入は療養給付費負担金の精算による返還金1,366万2千円の増額をするなどの説明がありました。

議案第20号 令和6年度稲敷市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）については、歳出の主なものは今年度途中で退職した介護支援専門員の報酬等66万8千円の減額、歳入では介護保険特別会計繰入金263万3千円を減額するものであるとの説明がありました。

審査の結果、付託された9議案については、原案のとおり承認・可決すべきものと決定しました。

産業建設常任委員会



委員長 黒田 茂勝

第1回定例会において付託された9議案の審査経過と結果について報告します。

議案第9号 稲敷市道路占用料徴収条例の一部改正についての審査では、道路法施行令の一部を改正する政令の施行により、地価の変動を反映した道路占用料に改定されたため、本条例を改正するものとの説明がありました。

議案第10号 稲敷市水道法施行条例の一部改正についての審査では、水道事業の持続可能性確保を趣旨とした水道法改正に伴い、布設工事監督者と水道技術管理者の資格取得要件を最大5年緩和し、外国の学校で相当する学科目を修了し、所定の実務経験を積んだ者や、土木施工管理技士1級などの有資格者も対象とするとの説明がありました。

議案第11号 稲敷市下水道条例の一部改正についての審査では、下水道法施行規則の一部を改正する政令の施行に伴い、第11条第1項の表の第10項において「大腸菌群数」から「大腸菌数」に改めるものとの説明がありました。

議案第13号 稲敷市工業用水道事業の廃止に伴う関係条例の整備についての審査では、工業用水道事業の廃止に伴い、関係条例において事業清算のための特別会計を整備し、用

語の定義を改めるものとの説明がありました。

議案第21号 令和6年度稲敷市水道事業会計補正予算(第1号)の審査では、企業債について、小角地区配水管布設替工事の繰越に伴う増額や、東浄水場自家発電機更新工事の企業債取りやめなどにより、9,780万円を減額するものとの説明がありました。

議案第22号 令和6年度稲敷市下水道事業会計補正予算(第1号)の審査では、下水道事業において、工事の繰越処理を行う関係上、企業債および公共下水道更新費を3,900万円減額するものとの説明がありました。

議案第35号 市道路線の認定についての審査では、稲敷市が所有する普通財産の土地利用促進を図るため、市道(東)1712号線を新たに認定するものとの説明がありました。

議案第36号 市道路線の変更についての審査では、隣接土地所有者の払下げ要望により、市道(東)918号線の終点を変更するものとの説明がありました。

その他、議案第14号の補正予算についてもそれぞれ詳細な説明がありました。審査の結果、付託された9議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

予算審査特別委員会



委員長 寺嶋久美子

今定例会開会日に予算審査特別委員会が設置されました。3月4日から12日にかけて3分科会による所管部局ごとに分割審査が行われ、17日の全体審査会において、分科会での審査内容の報告を受け、付託された令和7年度12会計の予算に関する議案審査を行いました。

議案第23号 令和7年度稲敷市一般会計予算のうち、

行政経営部所管では、総務課の職員人件費が上がつている状況についての質疑があり、今までは会計年度任用職員は、各課で募集採用となっており詳細な協議は行われていなかったが、今後の財政状況を踏まえれば適切な人員管理は必要であるため、他自治体の状況などを調査し、人事、財政、担当課で協議しながら進めていきたいとの答弁がありました。

教育委員会所管では、指導室の学習指導事業について、判然としない部分が多く、なを目標に進めるのか、また検証はどう行うのかとの質疑があり、中学生を中心に関心・意欲を高め、実力が身につくような授業にしていきたいと考えています。教育委員会・学校・ALT派遣会社などと連携し、適切な検証方法を検討・実施していききたいとの答弁がありました。

市民生活部所管では、環境課の成田国際空港航空機騒音実態調査の測定場所について質疑があり、市内5カ所のうち2カ所は市民からの要望が多い箇所と測定を行っており、今後は区長や騒音等対策協議会の意見も取り入れて決定したいとの答弁がありました。

保健福祉部所管では、生活福祉課の生活保護事業の予算が増加する要因について質疑があり、生活保護者が増えた訳ではなく、新薬が該当となり医療扶助額が増額となったとの答弁がありました。

地域振興部所管では、企業誘致推進室の産業創出支援事業の周知方法について質疑があり、ホームページや広報のみの周知ではあるが、色々な方法で推進していききたいとの答弁がありました。

土木管理部所管では、建設課の市営住宅管理事業の解体工事について質疑があり、長寿命化計画の見直しの中で、今後新たに住宅を建てるのか、または民間住宅への家賃補助を進めていくのか検討していききたいとの答弁がありました。

審査の結果、原案可決すべきものと決定されました。また、特別会計予算11議案についても原案可決すべきものと決定しました。

私たちが審査を行っています

議会では、複雑な議案をすべて詳細に議論することが難しいため、常任委員会が設けられています。少人数の議員で構成され、分野ごとに専門的に審査することで、本会議での議論を充実させ、適切な政策決定を行うための仕組みです。

稲敷市議会では、市の担当部門に応じて三つの常任委員会があり、各議員はいずれかに所属しています。議案や請願、陳情の審査、所管する市の事務に関する調査を行い、内容を深く理解した上で慎重に検討しています。

総務教育常任委員会



【所管事業】

行政運営、消防防災、学校関係、生涯学習、各公民館、図書館など

委員長 高山 久
副委員長 高野貴世志
山本 彰治
中沢 仁
寺崎久美子
無藤智恵美

市民福祉常任委員会



【所管事業】

市民窓口サービス、健康保険、税、環境、福祉、年金、子育て支援など

委員長 椎野 隆
副委員長 染谷久仁桂
伊藤 均
根本 光治
松戸 千秋
篠田 純一

産業建設常任委員会



【所管事業】

まちづくり、農業、産業、観光、道路、公園、上下水道など

委員長 黒田 茂勝
副委員長 鈴木 正志
浅野 信行
中村 三郎
岡沢 亮一
根本 浩

報告

総務教育常任委員会（特定所管事務調査） 市への提言に対する回答書を受領

当委員会は、昨年12月に市政における課題解決を図る目的で、幼保小中学校における特別支援教育の提言書を市長に提出し、その回答が3月21日に書面で提出されました。

【提言1】 特別支援教育に関する教職員研修の一層の充実に努め、適切な支援が展開される環境を構築すること。また、共生社会の実現を目指して、広く市民に対しても特別支援教育についての理解や啓発に努めること。

【回答1】 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒への支援を適切に行っていくためには、特別支援教育支援員を含む教職員の十分な共通理解と専門的知識が欠かせません。校内研修を組織的に活用していくことはもとより、県立美浦特別支援学校の地域支援センターの巡回相談や、令和7年度から実施予定の特別支援教育推進体制充実事業などを有効活用し、教職員の意識改革や特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒への支援力向上に努めていきます。また、広く市民の方に特別支援教育に関心を持って情報を得てもらえるよう啓発に努めていきます。

【提言2】 障害者差別解消法の施行を踏まえ、地域の学校に在籍する障がいのある児童生徒が、安心して生活し、学べるよう、市教育委員会がバリアフリーの環境整備やＩＣＴ機器の整備を進めることについて、先行事例や教育効果等の情報提供に努めること。

【回答2】 文部科学省の障がいを理由とする差別解消の推進に関する対応指針に則り、学校施設のバリアフリー化や障がいに適応した教育を実施するうえで必要とする設備の整備について、ＩＣＴ機器を活用した支援の導入やエレベータ、スロープ、障がい者トイレ等の整備を必要に応じて導入を検討していきます。また、障がいのある児童生徒が安心して学校生活が送れることを周知していきます。

【提言3】 支援を必要とする幼児児童生徒が、就学前から中学校卒業まで一貫した支援が受けられるよう、個別の指導計画・教育支援計画の作成、児童生徒理解・支援シートの活用を一層推進し、学校間の連携を強化すること。

【回答3】 特別支援学級在籍の児童生徒についての「個別的教育支援計画」の作成率は100%となっていますが、通常学級に在籍する配慮を要する児童生徒に対する支援計画の作成については今後、推進していく必要があると考えています。個別の指導計画・教育支援計画の作成、児童生徒理解・支援シートの活用を一層推進し、学校間の連携強化を目指します。

【提言4】 多人数学級はＴＴ教員の導入で改善策は講じられたが、学級での困り感や問題行動などへの対処も考えるうえで、特別支援教育支援員、学校教育支援員の児童生徒の学びの確保に必要な研修などの支援の強化を図ること。

【回答4】 校内研修を組織的に活用していくことはもとより、県立美浦特別支援学校の地域支援センターの巡回相談や、令和7年度から実施予定の特別支援教育推進体制充実事業などを有効活用し、教職員の意識改革や特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援力向上に努めていきます。

【提言5】 公立幼稚園・こども園、小・中学校に支援の必要がある幼児児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援が必要な生徒のニーズ把握に努めるなど、さらなる、特別支援教育支援員、学校教育支援員の配置促進を図るための予算措置を講ずること。

【回答5】 公立の認定こども園、幼稚園には特別支援教育支援員を、小・中学校には特別講演教育支援員及び学校教育支援員を配置していくとともに、特別支援学校の巡回相談事業などを活用し、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応えた指導が提供できるよう、「多様な学びの場」を用意し充実を図っていきます。令和7年度から、すべての小中学校に校内フリースクールを設置し、不登校対策を強化します。

【提言6】 支援が必要な幼児児童生徒が身近な地域社会で専門的な教育が受けられるよう、教育センター機能のさらなる充実を図ること。

【回答6】 先進事例を調査研究し、より利用者のニーズに適した事業を実施できるよう検討していきます。



報告

市民福祉常任委員会（特定所管事務調査） 市への提言に対する回答書を受領

当委員会は、昨年12月に市政における課題解決を図る目的で特定所管事務調査最終報告書（政策提言書）を市長に提出し、その回答が3月21日に書面で提出されました。

提言内容は下記のとおりです。

提言

土砂埋め立てによる土壌汚染問題は、市のリスク管理を考えるうえで重要な問題となっています。今回出された裁定書にある指摘や市民の声に真摯に向き合うことを求めます。また、リスク管理の強化は今後必要不可欠であります。違法盛土に関する監督体制を見直し、今後の改善策を講じることを求めます。外部からの圧力については、強固な行政運営を実現するため、組織体制の再構築を提言します。

回答

①公害等調整委員会裁定書について

公害等調整委員会発出の裁定書については、市としてもその内容を真摯に受け止め、果たすべき責務はこれを果たし、瑕疵については反省と誠意をもって対応を図りたいと考えており、その中で、市として主張すべきことは民事裁判の中で主張し、本件事業の全容を明らかにし真実の探求に努めていきます。

②リスク管理の強化について

平成29年に改正施行されました「稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」及び「稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則」により、条例等の規制強化が図られ、施行後大規模な違法盛土事案の発生は見られず、相応の効果が出ているものと考察してはいます。しかしながら、規制を強化したことにより、市内の土砂事業の活動の停滞を招いていることも否めない事実であることから、今後は、規制の維持及び監視体制の強化を図りつつ、市の情勢を見極めながら、条例及び施行規則の緩和を検討していきます。

③違法盛土に関する監督体制の見直し及び改善策について

違法盛土に関する監督体制については、平成29年以降、廃棄物対策室職員に警察OBを登用・増員し、市の土砂条例運用に係る監督体制の強化を図り、それ以降現在に至るまで、小規模な土砂条例違反事業は散見されたものの大規模事業は未然に防ぐことができていることから、今後も違法盛土事業の発生を未然に防止すべく体制の維持及び強化を図っていきます。

④組織体制の再構築について

平成29年以降は、警察OBや弁護士を採用し組織体制の強化を図り、令和3年には「稲敷市における公正な職務執行の確保等に関する条例」を制定し、不当要求等への対応を強化するため、相談体制を整え、研修を実施するなどの対策を講じてきたが、今後も不当要求等に対しては組織を挙げて毅然とした対応を行い、職員が安心して職務に専念できるような取組みを進めていきます。



議 買 表 彰

茨城県市議会議長会より、本会の運営と地方自治の伸張発展及び市政の向上振興に貢献した功績に対し、感謝状が授与されました。

前議会議長

根本 光治

また、茨城県南市議会議長会より、本会の運営と地方自治の伸張と市民福祉の向上に貢献した功績に対し、感謝状が授与されました。

前議会議長

根本 光治

前議会副議長

岡沢 亮二



岡沢亮一前副議長

根本光治前議長

議会を傍聴してみませんか

次回定例会開会予定は

6 月 **3** 日(火)となります。

※変更になる場合があります。

●午前10時より

●開催場所：稲敷市庁舎4階議会議場
(稲敷市犬塚1570番地1)

●電話：029-892-2000 (代表)

議会の傍聴は、稲敷市役所庁舎4階で開催当日に受け付けています。

①受付時間は午前8時30分から

②傍聴の予約はできません

③傍聴席は50席(他、報道関係8席)

車椅子スペース3席程度

④庁舎1階のモニターで議会の生中継を行います

今回の詳しい日程については、議会事務局までお問い合わせください

市議会ホームページをご覧ください

稲敷市ホームページ <http://www.city.inashiki.lg.jp/>

稲敷市議会

検索



スマホアプリ「マチイロ」で議会だよりがご覧になれます。



マチイロ マチを好きになるアプリ

編集後記

アメリカ大リーグで日本人選手として、初めて野球殿堂入りを果たしたイチローさんは、こう言いました。「小さいことを積み重ねることが、とんでもないところに行けたら一つの道」「才能を生かすも殺すも自分自身。自分の能力を生かす能力はまた別にある」天性の才能と日々の努力を続けることで大きな成果を上げたイチローさんは、元大リーガーでありながら、まるで哲学者のようです。彼の言葉は、私たちにやる気と活力を与え、また、彼の存在は日常生活、仕事、スポーツなど、さまざまな分野で私たちに良い影響を与えてくれます。みなさん、今持っている力を地域や社会のために共に発揮して、より良い稲敷市を、未来を築いていきましょう！

(鈴木正志 記)

委員長	染谷 久仁桂
委員	鈴木 正志
委員	黒田 茂勝
委員	椎野 隆
委員	高山 久
委員	無藤 智恵美